

(公社)全国消費生活相談員協会(JACAS)

正 会 員 入 会 の ご 案 内

(公社)全国消費生活相談員協会
会長 金子 晃

(公社)全国消費生活相談員協会とは

全国各地の行政の窓口や消費生活センターなどで消費生活相談に携わる消費生活専門相談員を中心に組織された消費生活に関する専門家集団です。

1977年に任意団体として発足、その後、1987年11月に経済企画庁(現消費者庁)の許可を受けて社団法人全国消費生活相談員協会となりました。北海道から九州まで全国7支部の会員が、地域での活動を通じて、消費生活に関する相談対応、情報収集・分析を行ない、その成果を行政・事業者・消費者に提供することにより消費者被害救済に努め、また適格消費者団体として消費者被害の未然防止、拡大防止のための活動を行ない、消費生活の安定と向上に資する社会的責任を果たしています。また、2012年4月1日には「公益社団法人」の認定を受け、公益社団法人全国消費生活相談員協会としてあらたに出発いたしました。

主な活動は、電話相談110番、週末電話相談、調査活動、啓発冊子の発行、消費者問題出前講座、企業会員との交流会、シンポジウムの開催などがあり会員の活躍の場は広がっています。

本協会にご入会いただきますと、機関紙をお届けし、各種活動報告書、啓発冊子の配布を行います。また同時に各支部の会員となりますので、支部より「支部だより」や「メールマガジン」などが送付され、会員相互の情報交流や研修の機会があります。

(入会手続きに関して)

- ① 行政機関等で消費生活相談業務もしくはこれに関連する業務に従事する者
- ② 国民生活センター、地方公共団体その他の機関が行う消費生活相談員を養成するための講座を修了した者
- ③ 国民生活センターが消費生活専門相談員として資格を認定した者、及びこれと同等の能力を有する者と本協会が認めた者。

上記いずれかを満たす方は入会申込書をご提出ください。

入会申込書受領後、入会審査をいたします。当会が入会を承認した場合は、下記入会金および年会費をお支払ください。

なお、原則として企業等にお勤めの方や個人事業主の方は正会員にはなれません。個人賛助会員になっていただくようお願い申し上げます。

- ・ 入会金 10,000 円
- ・ 年会費 10,000 円(4月～翌3月)
5,000 円(翌年1月～翌年3月)

(入会申込書郵送先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

(公社)全国消費生活相談員協会 事務局